

告示

埼玉県告示第八百四十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和五年八月四日

埼玉県知事 大野 元裕

委託事務	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
ふるさと納税 サイト「ふるさとチョイス」 を利用して納付される寄附金の収納事務	東京都渋谷区渋谷二丁目二十四番十二号 株式会社トラストバンク 代表取締役 川村 憲一	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで
ふるさと納税 サイト「さとふる」を利用して納付される寄附金の収納事務	東京都中央区京橋二丁目二番一号 株式会社さとふる 代表取締役社長 藤井 宏明	令和五年四月一日から令和五年九月三十日まで